

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	○ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 ……	福利・給与課	1頁
	○ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……………	福利・給与課	2頁
	○ 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例 ……………	福利・給与課	19頁

お 知 ら せ

令和5年12月21日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十二号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(略)

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 百分の百七十五</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 百分の百六十五</p> <p>2 (略)</p>

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 百分の百七十</p> <p>二 十二月 百分の百七十</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 百分の百六十五</p> <p>二 十二月 百分の百七十五</p> <p>2 (略)</p>

(略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正後の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正後の識見を有する者の中から選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正後の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定（次項においてこれらを「新条例の規定」という。）は、令和五年十二月の期末手当から適用する。
- 3 第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正前の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正前の識見を有する者の中から選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正前の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定に基づいて令和五年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十五号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第二十四条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十七・五、十二月に支給する場合においては百分の五十を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

一～四 (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第二十四条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第9条関係）

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	180,100	222,600	277,800	340,500	421,600
	2	181,600	224,300	280,100	342,500	423,400
	3	183,200	225,800	282,400	344,500	425,200
	4	184,700	227,300	284,500	346,500	426,800
	5	186,300	229,000	286,700	348,500	428,300
	6	188,200	230,300	288,900	350,100	429,800
	7	190,000	231,500	291,100	351,700	431,600
	8	191,900	232,800	293,200	353,200	433,400
	9	193,600	234,500	295,300	354,700	435,100
	10	195,700	236,200	297,600	356,700	436,900
	11	197,700	237,900	299,900	358,700	438,800
	12	199,700	239,500	302,000	360,600	440,600
	13	201,700	241,000	304,200	362,500	442,300
	14	203,800	243,000	306,000	364,400	444,200
	15	205,900	244,900	307,800	366,200	446,000
	16	208,000	246,800	309,500	367,800	447,900
	17	210,200	248,500	311,100	369,400	449,600
	18	212,300	250,900	313,300	371,200	451,400
	19	214,500	253,300	315,400	373,000	453,200
	20	216,400	255,700	317,700	374,800	455,000
	21	218,600	258,100	319,700	376,400	456,600
	22	220,200	260,500	321,900	378,300	458,300
	23	221,700	262,800	324,100	380,000	460,200
	24	223,200	265,000	326,400	381,700	461,900
	25	224,700	267,200	328,600	383,000	463,600
	26	225,900	269,400	330,800	384,800	465,200
	27	227,100	271,800	332,900	386,600	466,800
	28	228,400	273,900	334,900	388,500	468,300
	29	229,700	276,200	336,900	390,300	469,800
	30	231,200	278,500	338,300	392,100	471,100
	31	232,800	280,700	339,700	394,000	472,400
	32	234,200	282,800	341,300	395,900	473,700
	33	235,600	284,900	342,800	397,500	474,900
	34	237,300	287,100	344,800	399,200	475,600
	35	239,100	289,200	346,900	400,800	476,300
	36	240,600	291,100	348,700	402,500	477,000
	37	242,000	293,200	350,600	403,700	477,600
	38	243,500	294,900	352,500	405,100	478,300
	39	245,000	296,700	354,400	406,500	479,000
	40	246,500	298,400	356,300	407,900	479,700

	41	247,900	299,700	358,200	409,500	480,300
	42	249,200	301,700	360,100	410,900	481,000
	43	250,400	303,600	362,000	412,200	481,700
	44	251,500	305,600	363,900	413,600	482,400
	45	252,600	307,600	365,700	415,000	483,000
	46	253,800	309,700	367,600	416,300	
	47	255,000	311,900	369,500	417,800	
	48	256,000	314,100	371,400	419,300	
	49	257,100	316,200	373,000	420,900	
	50	258,400	318,500	374,800	422,300	
	51	259,600	320,700	376,700	423,900	
	52	260,900	322,800	378,700	425,400	
	53	262,000	324,900	380,500	427,100	
	54	263,200	326,400	382,300	428,600	
	55	264,500	327,900	384,000	430,200	
	56	265,500	329,400	385,600	431,800	
	57	266,600	331,100	387,100	433,300	
	58	267,300	333,100	388,700	434,800	
	59	268,300	335,100	390,300	436,000	
	60	269,300	337,000	391,900	437,200	
	61	270,200	338,800	393,100	438,400	
	62	271,000	340,800	394,500	439,700	
	63	271,800	342,800	395,900	441,000	
	64	272,600	344,700	397,200	442,200	
	65	273,700	346,400	398,400	443,400	
	66	275,000	348,400	399,600	444,600	
	67	276,300	350,400	400,900	445,800	
	68	277,600	352,400	402,200	447,000	
	69	278,800	354,200	403,500	448,200	
	70	280,000	356,100	404,800	449,400	
	71	281,200	358,000	406,200	450,600	
	72	282,400	359,900	407,400	451,800	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	283,400	361,500	408,600	452,900	
	74	284,400	363,400	410,000	453,500	
	75	285,400	365,200	411,400	454,000	
	76	286,300	367,100	412,700	454,500	
	77	287,200	368,900	413,900	455,000	
	78	288,100	370,600	415,100	455,600	
	79	289,000	372,200	416,400	456,100	
	80	289,900	373,800	417,800	456,600	
	81	290,700	375,200	419,100	457,100	
	82	291,800	376,700	420,300	457,700	
	83	292,800	378,100	421,300	458,200	
	84	293,800	379,400	422,500	458,700	

85	294,800	380,500	423,700	459,200
86	295,800	381,900	424,900	
87	296,800	383,300	426,100	
88	297,800	384,600	427,100	
89	298,900	385,800	428,200	
90	300,000	387,100	429,200	
91	301,100	388,200	430,200	
92	302,100	389,400	431,200	
93	302,600	390,600	432,100	
94	303,600	391,700	432,900	
95	304,700	392,900	433,700	
96	305,900	394,100	434,500	
97	306,900	395,500	435,300	
98	308,000	396,500	435,700	
99	309,000	397,500	436,100	
100	310,000	398,500	436,500	
101	310,800	399,400	436,900	
102	311,900	400,400	437,200	
103	312,900	401,500	437,500	
104	313,900	402,600	437,700	
105	314,500	403,300	438,000	
106	315,400	404,200	438,300	
107	316,200	405,100	438,600	
108	317,000	406,000	438,800	
109	317,700	406,800	439,000	
110	318,100	407,700	439,300	
111	318,500	408,500	439,600	
112	319,000	409,300	439,800	
113	319,500	409,900	440,000	
114	319,900	410,600	440,300	
115	320,400	411,300	440,600	
116	320,800	412,000	440,800	
117	321,300	412,600	441,000	
118	321,800	413,100		
119	322,200	413,500		
120	322,700	413,900		
121	323,200	414,200		
122	323,600	414,500		
123	324,100	414,800		
124	324,600	415,000		
125	325,200	415,200		
126	325,500	415,500		
127	325,800	415,800		
128	326,100	416,000		

129	326,300	416,200			
130	326,600	416,500			
131	326,900	416,800			
132	327,200	417,000			
133	327,400	417,200			
134	327,600	417,500			
135	327,800	417,800			
136	328,100	418,000			
137	328,400	418,200			
138	328,600	418,500			
139	328,900	418,800			
140	329,200	419,000			
141	329,400	419,200			
142	329,600	419,500			
143	329,900	419,800			
144	330,100	420,000			
145	330,400	420,200			
146	330,600				
147	330,900				
148	331,200				
149	331,400				
150	331,600				
151	331,900				
152	332,200				
153	332,400				
定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 237,900	円 278,200	円 306,900	円 335,100	円 419,500

備考 (一)

この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

(二)

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 (第9条関係)

中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	180,100	196,300	277,800	306,100	411,400
	2	181,600	198,400	280,100	308,700	412,900
	3	183,200	200,500	282,400	311,500	414,400
	4	184,700	202,700	284,500	313,900	415,800
	5	186,300	204,800	286,700	316,200	417,100
	6	188,200	206,900	288,900	318,300	418,500
	7	190,000	209,000	291,100	320,400	419,900
	8	191,900	211,100	293,200	322,500	421,300
	9	193,600	213,300	295,300	324,500	422,700
	10	195,700	215,700	297,600	326,700	424,100
	11	197,700	218,000	299,900	329,000	425,500
	12	199,700	220,200	302,000	331,300	426,800
	13	201,700	222,600	304,200	333,500	428,100
	14	203,800	224,300	306,000	335,300	429,500
	15	205,900	225,800	307,800	337,100	430,900
	16	208,000	227,300	309,500	338,800	432,300
	17	210,200	229,000	311,100	340,500	433,500
	18	212,300	230,300	313,300	342,500	434,800
	19	214,500	231,500	315,400	344,500	436,000
	20	216,400	232,800	317,700	346,500	437,300
	21	218,600	234,500	319,700	348,500	438,400
	22	220,200	236,200	321,900	350,100	439,600
	23	221,700	237,900	324,100	351,700	440,900
	24	223,200	239,500	326,400	353,200	442,200
	25	224,700	241,000	328,600	354,700	443,500
	26	225,800	243,000	330,800	356,500	444,700
	27	226,900	244,900	332,900	358,200	445,700
	28	228,100	246,800	334,900	359,900	446,800
	29	229,600	248,500	336,900	361,500	448,000
	30	231,100	250,900	338,300	363,100	448,800
	31	232,600	253,300	339,700	364,700	449,600
	32	234,100	255,700	341,300	366,200	450,500
	33	235,400	258,100	342,800	367,500	451,400
	34	237,000	260,500	344,800	369,000	451,900
	35	238,700	262,800	346,900	370,500	452,400
	36	240,100	265,000	348,700	372,200	452,900
	37	241,400	267,200	350,500	373,900	453,400
	38	242,800	269,400	352,200	375,400	453,900
	39	244,200	271,800	353,900	376,700	454,400
	40	245,600	273,900	355,500	378,100	454,900

41	246,900	276,200	357,000	379,200	455,400
42	248,200	278,500	358,700	380,600	455,900
43	249,400	280,700	360,300	382,000	456,400
44	250,700	282,800	361,900	383,500	456,900
45	252,000	284,900	363,600	384,900	457,400
46	253,300	287,100	365,300	386,500	
47	254,500	289,200	366,600	388,000	
48	255,600	291,100	368,000	389,500	
49	256,700	293,200	369,200	390,800	
50	258,000	294,900	370,700	392,300	
51	259,300	296,700	372,300	393,700	
52	260,300	298,400	373,800	395,000	
53	261,400	299,700	375,200	396,200	
54	262,800	301,700	376,700	397,500	
55	263,800	303,600	378,200	398,600	
56	264,800	305,600	379,600	399,700	
57	265,800	307,600	381,000	400,900	
58	266,800	309,700	382,400	402,100	
59	267,800	311,900	383,700	403,300	
60	268,800	314,100	385,000	404,500	
61	269,700	316,200	385,900	405,600	
62	270,400	318,500	387,100	406,600	
63	271,100	320,700	388,200	407,900	
64	271,700	322,800	389,300	409,100	
65	272,400	324,900	390,100	410,300	
66	273,600	326,400	391,200	411,400	
67	274,700	327,900	392,200	412,500	
68	275,800	329,400	393,200	413,600	
69	277,100	331,100	394,300	414,600	
70	278,500	333,100	395,300	415,800	
71	279,700	335,100	396,400	417,000	
72	280,900	337,000	397,500	418,200	
73	281,700	338,800	398,500	418,800	
74	282,600	340,800	399,600	419,600	
75	283,600	342,700	400,700	420,300	
76	284,600	344,600	401,700	420,800	
77	285,500	346,300	402,600	421,100	
78	286,500	348,100	403,500	421,500	
79	287,600	349,800	404,500	421,900	
80	288,400	351,500	405,500	422,300	
81	289,200	353,300	406,300	422,600	
82	290,000	355,000	407,100	423,000	
83	290,800	356,400	407,800	423,400	
84	291,600	358,000	408,600	423,700	

定年再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

85	292,500	359,200	409,300	424,000
86	293,300	360,800	410,100	424,400
87	294,000	362,300	410,800	424,800
88	294,800	363,800	411,500	425,100
89	295,700	365,100	412,100	425,400
90	296,600	366,400	412,800	425,700
91	297,500	367,700	413,300	426,000
92	298,200	369,100	414,000	426,200
93	298,500	370,500	414,400	426,400
94	299,200	371,800	414,800	426,700
95	299,900	373,000	415,100	427,000
96	300,600	374,100	415,400	427,200
97	301,300	375,100	415,600	427,400
98	302,100	376,100	415,900	427,700
99	302,900	377,100	416,200	428,000
100	303,600	378,000	416,400	428,200
101	304,300	378,800	416,600	428,400
102	304,700	379,800	416,900	
103	305,100	380,700	417,200	
104	305,500	381,600	417,400	
105	305,700	382,400	417,600	
106	306,000	383,300	417,900	
107	306,300	384,200	418,200	
108	306,500	385,100	418,400	
109	306,700	385,900	418,600	
110	306,900	386,900	418,900	
111	307,200	387,800	419,200	
112	307,500	388,700	419,400	
113	307,700	389,300	419,600	
114	307,900	390,200	419,900	
115	308,100	391,100	420,200	
116	308,400	392,000	420,400	
117	308,700	392,800	420,600	
118	308,900	393,500		
119	309,200	394,300		
120	309,500	395,100		
121	309,700	395,700		
122	309,900	396,500		
123	310,100	397,200		
124	310,400	397,900		
125	310,700	398,500		
126		399,200		
127		399,700		
128		400,300		

129		401,000			
130		401,600			
131		402,100			
132		402,600			
133		402,900			
134		403,200			
135		403,500			
136		403,800			
137		404,100			
138		404,400			
139		404,700			
140		405,000			
141		405,300			
142		405,600			
143		405,900			
144		406,200			
145		406,400			
146		406,700			
147		407,000			
148		407,200			
149		407,400			
150		407,700			
151		408,000			
152		408,200			
153		408,400			
154		408,700			
155		409,000			
156		409,200			
157		409,400			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 229,100	円 275,000	円 302,000	円 328,400	円 409,500

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 (第9条関係)

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	170,100	205,700	239,000	290,300	333,300
	2	171,500	207,300	240,300	292,100	335,300
	3	172,900	208,800	241,600	294,100	337,200
	4	174,300	210,200	242,800	296,000	339,100
	5	175,600	211,700	244,000	297,800	340,900
	6	177,400	212,900	245,200	299,800	342,900
	7	179,100	214,100	246,300	301,600	344,900
	8	180,700	215,300	247,400	303,500	346,900
	9	182,300	216,700	248,300	305,300	348,700
	10	184,000	218,200	249,400	306,900	350,800
	11	185,600	219,700	250,700	308,400	352,800
	12	187,500	221,200	251,800	310,000	354,800
	13	188,900	222,600	253,100	311,700	356,300
	14	190,700	224,100	254,300	313,600	358,300
	15	192,700	225,600	255,500	315,600	360,200
	16	194,500	227,100	256,700	317,400	362,200
	17	196,400	228,400	257,500	319,200	364,000
	18	197,600	229,700	258,700	321,100	366,000
	19	199,100	231,100	259,800	323,000	368,000
	20	200,500	232,400	260,900	324,800	369,900
	21	201,700	233,500	262,100	326,600	371,600
	22	203,200	234,600	262,900	328,500	373,600
	23	204,600	235,700	263,700	330,300	375,600
	24	205,900	236,800	264,500	332,200	377,600
	25	207,500	237,900	265,400	333,900	379,000
	26	208,500	239,100	266,400	335,800	380,800
	27	209,600	240,300	267,400	337,700	382,600
	28	210,700	241,400	268,400	339,500	384,300
	29	211,900	242,400	269,600	340,800	386,000
	30	213,000	243,700	271,100	342,600	387,500
	31	214,100	245,100	272,600	344,300	389,000
	32	215,200	246,300	273,900	346,100	390,500
	33	216,600	247,300	275,100	347,800	391,800
	34	217,900	248,600	276,700	349,600	393,100
	35	219,200	249,500	278,200	351,400	394,400
	36	220,400	250,700	279,700	353,200	395,500
	37	221,400	251,900	281,000	354,800	396,600
	38	222,400	253,000	282,400	356,500	397,700
	39	223,400	254,000	283,700	358,100	398,800
	40	224,400	255,000	285,000	359,700	399,900

	41	225,300	255,900	286,100	360,900	400,700
	42	226,100	256,700	287,500	362,000	401,500
	43	226,900	257,500	288,900	363,200	402,300
	44	227,800	258,300	290,200	364,400	403,100
	45	228,700	259,100	291,500	365,400	403,500
	46	229,600	260,300	293,100	366,200	404,100
	47	230,500	261,500	294,600	367,200	404,600
	48	231,400	262,600	296,000	368,300	405,000
	49	232,100	263,900	297,200	369,300	405,400
	50	233,000	265,200	298,700	370,300	405,700
	51	233,900	266,300	300,000	371,300	406,000
	52	234,700	267,300	301,500	372,200	406,300
	53	235,000	268,300	302,800	373,000	406,600
	54	235,800	269,400	304,200	373,800	406,900
	55	236,400	270,500	305,600	374,700	407,200
	56	237,100	271,600	306,900	375,500	407,500
	57	237,700	272,300	307,900	376,000	407,800
	58	238,300	273,400	309,100	376,800	408,100
	59	238,800	274,500	310,300	377,600	408,400
	60	239,300	275,400	311,700	378,400	408,800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	239,900	276,200	313,000	378,800	409,000
	62	240,400	277,200	314,200	379,500	409,300
	63	240,900	278,100	315,400	380,200	409,600
	64	241,500	279,000	316,600	380,800	409,900
	65	242,000	279,800	317,900	381,200	410,100
	66	242,500	280,800	318,700	381,800	
	67	243,100	281,700	319,400	382,500	
	68	243,600	282,600	320,100	383,100	
	69	244,100	283,500	320,700	383,500	
	70	244,600	284,500	321,400	384,000	
	71	245,000	285,600	322,100	384,500	
	72	245,500	286,600	322,700	385,000	
	73	246,000	287,200	323,300	385,600	
	74	246,500	287,700	323,500	386,100	
	75	247,000	288,200	324,000	386,700	
	76	247,500	289,000	324,500	387,300	
	77	247,800	289,800	325,100	387,800	
	78	248,100	290,400	325,600	388,300	
	79	248,400	291,000	326,100	388,800	
	80	248,600	291,500	326,500	389,300	
	81	248,800	292,000	327,100	389,600	
	82	249,100	292,500	327,600	390,100	
	83	249,400	292,900	328,000	390,500	
	84	249,600	293,200	328,500	390,900	

	85	249,800	293,400	329,000	391,300	
	86		293,600	329,400		
	87		293,800	329,600		
	88		294,000	329,900		
	89		294,400	330,300		
	90		294,600	330,700		
	91		294,800	331,100		
	92		295,000	331,500		
	93		295,400	331,800		
	94		295,600	332,000		
	95		295,800	332,400		
	96		296,100	332,700		
	97		296,400	332,900		
	98		296,600	333,200		
	99		296,800	333,500		
	100		297,100	333,800		
	101		297,400	334,000		
	102		297,600	334,300		
	103		297,800	334,700		
	104		298,100	334,900		
	105		298,400	335,100		
	106			335,300		
	107			335,700		
	108			335,900		
	109			336,100		
	110			336,500		
	111			336,900		
	112			337,300		
	113			337,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192,600	円 219,200	円 247,400	円 286,000	円 326,800

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四 (第9条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165,000	210,900	243,800	274,500	298,300	326,000
	2	166,100	212,600	245,300	276,100	300,400	328,200
	3	167,300	214,300	246,700	277,600	302,400	330,400
	4	168,400	215,800	248,100	279,200	304,300	332,400
	5	169,500	217,300	249,300	280,700	306,100	334,400
	6	170,600	219,100	250,900	282,400	307,900	336,400
	7	171,700	220,800	252,400	284,200	309,500	338,300
	8	172,800	222,500	253,800	286,000	311,100	340,200
	9	173,800	224,000	254,900	287,700	312,700	342,100
	10	175,200	225,500	256,300	289,600	314,900	344,100
	11	176,500	227,000	257,800	291,400	317,100	346,100
	12	177,800	228,500	259,100	293,200	319,100	348,100
	13	179,000	229,700	260,400	295,000	321,100	349,900
	14	180,500	231,100	261,600	296,600	323,100	351,900
	15	182,000	232,500	262,800	298,000	325,000	353,800
	16	183,600	233,900	264,000	299,400	326,900	355,700
	17	184,700	235,300	265,200	300,900	328,800	357,400
	18	186,100	236,900	266,500	302,900	330,800	359,400
	19	187,500	238,400	267,800	304,900	332,700	361,200
	20	188,900	239,800	269,100	306,700	334,600	363,100
	21	190,200	241,000	270,500	308,400	336,300	365,000
	22	192,500	242,600	272,000	310,300	338,300	366,900
	23	194,700	244,100	273,600	312,200	340,300	368,800
	24	196,900	245,500	275,100	314,000	342,200	370,700
	25	199,100	246,500	276,700	315,700	343,600	372,600
	26	200,800	248,000	278,400	317,700	345,500	374,500
	27	202,300	249,300	280,000	319,700	347,400	376,400
	28	203,800	250,500	281,600	321,600	349,300	378,300
	29	205,300	251,600	283,200	323,300	350,900	379,800
	30	206,700	252,600	284,700	325,300	352,800	381,600
	31	208,100	253,500	286,200	327,300	354,600	383,400
	32	209,500	254,400	287,700	329,300	356,400	385,000
	33	210,900	255,300	288,800	330,500	358,200	386,700
	34	212,200	256,200	290,400	332,500	360,000	388,100
	35	213,500	257,000	291,900	334,400	361,700	389,500
	36	214,800	257,800	293,400	336,400	363,400	390,900
	37	216,100	258,500	294,800	338,300	364,800	392,300
	38	217,300	259,600	296,400	340,200	366,100	393,500
	39	218,500	260,800	298,000	342,100	367,400	394,700
	40	219,600	261,900	299,600	344,000	368,800	395,700

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

41	220,700	263,100	301,100	345,800	369,900	396,800
42	221,800	264,300	302,700	347,700	370,800	398,000
43	222,800	265,400	304,200	349,500	371,800	399,100
44	223,800	266,500	305,700	351,300	372,900	400,200
45	224,700	267,600	307,300	352,800	373,700	400,900
46	225,600	268,700	308,900	354,200	374,600	401,600
47	226,500	269,800	310,500	355,600	375,500	402,300
48	227,400	270,800	312,000	357,100	376,300	403,000
49	228,300	271,800	312,900	358,600	377,100	403,600
50	229,200	272,800	314,400	359,400	377,900	404,200
51	230,100	273,800	315,900	360,400	378,700	404,700
52	231,000	274,700	317,500	361,400	379,400	405,100
53	231,800	275,600	319,100	362,300	380,100	405,500
54	232,700	276,500	320,700	363,400	380,800	405,800
55	233,600	277,400	322,200	364,300	381,500	406,100
56	234,400	278,300	323,700	365,300	382,200	406,400
57	234,700	279,200	325,100	366,200	382,700	406,700
58	235,500	280,100	326,300	366,900	383,300	407,000
59	236,200	281,000	327,400	367,600	383,900	407,300
60	236,800	281,900	328,500	368,200	384,600	407,600
61	237,400	282,900	329,200	368,600	385,000	407,900
62	238,100	283,900	330,100	369,200	385,700	408,200
63	238,700	284,800	330,900	369,900	386,300	408,500
64	239,200	285,700	331,700	370,600	386,900	408,800
65	239,700	286,200	332,500	370,900	387,300	409,100
66	240,200	286,900	332,900	371,600	387,900	409,400
67	240,700	287,600	333,500	372,300	388,500	409,700
68	241,300	288,500	334,200	372,900	389,100	410,000
69	241,800	289,500	335,000	373,200	389,500	410,200
70	242,300	290,300	335,700	373,800	390,000	410,500
71	242,800	291,100	336,400	374,500	390,500	410,800
72	243,300	291,900	337,000	375,100	391,100	411,000
73	243,800	292,600	337,500	375,400	391,400	411,200
74	244,300	293,100	338,100	376,000	391,800	411,500
75	244,700	293,500	338,600	376,700	392,200	411,800
76	245,200	293,900	339,200	377,300	392,600	412,000
77	245,700	294,100	339,500	377,700	392,900	412,200
78	246,200	294,400	340,000	378,200	393,200	412,500
79	246,700	294,600	340,400	378,800	393,500	412,800
80	247,200	294,900	340,800	379,300	393,700	413,000
81	247,600	295,100	341,200	379,800	393,900	413,200
82	248,100	295,300	341,700	380,400	394,200	413,500
83	248,500	295,600	342,200	380,900	394,500	413,800
84	248,900	295,800	342,700	381,200	394,700	414,000

85	249,300	296,100	343,000	381,600	394,900	414,200
86	249,700	296,400	343,400	382,100	395,200	
87	250,100	296,700	343,900	382,500	395,500	
88	250,500	297,000	344,300	382,900	395,700	
89	250,900	297,300	344,600	383,300	395,900	
90	251,400	297,700	345,000	383,800	396,200	
91	251,700	298,000	345,500	384,200	396,500	
92	252,000	298,400	345,900	384,600	396,700	
93	252,300	298,600	346,100	384,900	396,900	
94		298,800	346,500			
95		299,100	347,000			
96		299,500	347,400			
97		299,700	347,600			
98		300,000	348,000			
99		300,400	348,400			
100		300,800	348,700			
101		301,000	349,000			
102		301,300	349,400			
103		301,700	349,800			
104		302,000	350,200			
105		302,200	350,700			
106		302,500	351,100			
107		302,900	351,500			
108		303,200	351,900			
109		303,400	352,400			
110		303,800	352,800			
111		304,200	353,100			
112		304,500	353,400			
113		304,700	353,900			
114		304,900				
115		305,200				
116		305,600				
117		305,800				
118		306,000				
119		306,300				
120		306,600				
121		307,000				
122		307,200				
123		307,500				
124		307,800				
125		308,100				
定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 191,600	円 219,100	円 259,100	円 278,500	円 293,600	円 319,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十一・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。</p> <p>4 五 6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百一・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五を乗じて得た額の総額</p> <p>3 四 5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4 五 6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十七・五、十二月に支給する場合においては百分の五十を乗じて得た額の総額</p> <p>3 四 5 (略)</p>

附 則
(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項から附則第五項までにおいて「新条例」という。）の別表第一から別表第四までの規定は令和五年四月一日から、新条例第二十三条第二項及び第三項並びに第二十四条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。
(令和五年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 令和五年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（次項及び附則第五項において「旧条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、三重県教育委員会（以下この項、次項及び附則第六項において「県委員会」

という。)が三重県人事委員会(以下この項、次項及び附則第六項において「人事委員会」という。)と協議して定める職員の、新条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、県委員会が人事委員会と協議して定めるところによる。

(施行日から令和六年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間において、新条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず旧条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める。

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十六号

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百二十五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百二十を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

第二条 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二第五項の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。))第二十二條の二第二項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。)の報酬、費用弁償、期末手当及び勤奨手当の額並びにその支給方法について定めること</p>	<p>公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二第五項の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。))第二十二條の二第二項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。)の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的と</p>

とを目的とする。

(期末手当)

第六条 (略)

2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百二十二・五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

(勤勉手当)

第七条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対し、教育長が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額(以下この項において「勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第八条 (略)

する。

(期末手当)

第六条 (略)

2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

第七条 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例のうち、第一条及び次項から附則第四項までの規定は公布の日から、第二条及び附則第五項の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定(次項において「新条例の規定」という。)は、令和五年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

5 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和三十六年三重県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(減給の効果) 第四条 減給は、一日以上六月以下の期間、その発令日に受ける給料の月額(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第十二条の	(減給の効果) 第四条 減給は、一日以上六月以下の期間、その発令日に受ける給料の月額(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第十二条の

二第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）第三條第二項から第五項までの規定による報酬又は公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第三号）第三條第二項から第五項までの規定による報酬に限る。）の額の十分の一以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

二第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）第三條第二項から第五項までの規定による報酬又は公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）第三條第二項から第五項までの規定による報酬に限る。）の額の十分の一以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会